

# 『シニア割引』、『障がい者割引』について

令和元年10月1日より、『シニア割引』、『障がい者割引』が開始されました。

下記の内容をご確認いただき、対象者の方は施設受付までお申し出ください。

◎ 対象は、市内在住・市内在勤の方になります。

## ・『シニア割引』

右表の要件を満たす方及び団体等が使用する場合

- ・年齢を確認させていただき、【個人登録カード】にスタンプを押させていただきます。スタンプ押印後の年齢確認は、必要ありません。減免区分が変更となる場合は、お申し出ください。
- ・減免対象金額となるチケットを券売機で購入してください。
- ・お手持ちの回数券につきましては返金できません。

\* 暫定処置として令和元年最終営業日(2019.12.29)までは差額を返金させていただきます。

例) 75歳の方が、プール回数券で利用する場合。

$$450\text{円/枚} - (500\text{円} \times 70\%) = 450\text{円} - 350\text{円} = 100\text{円} \Rightarrow 100\text{円返金}$$

## ・『障がい者割引』

右表の要件を満たす障がい者(児)の方が使用する場合

- ・身体障害者手帳等で確認させていただき、【個人登録カード】にスタンプを押させていただきます。
- ・ご利用料金は現金を受付にてお支払いください。
- ・本人が市内在住・市内在勤であれば、介助者が市外在住者の場合でも適用されます。
- ・お手持ちの回数券につきましては返金できません。

\* 暫定処置として令和元年最終営業日(2019.12.29)までは差額を返金させていただきます。

例) 対象の高校生以上の方が、プール回数券で利用する場合。

$$450\text{円/枚} - (500\text{円} \times 50\%) = 450\text{円} - 250\text{円} = 200\text{円} \Rightarrow 200\text{円返金}$$

減免対象	減免率	備考
市内に住所を有する70歳以上の者及び70歳以上の団体	30%	
市内に住所を有する80歳以上の者及び80歳以上の団体	50%	
市内に住所を有する90歳以上の者及び90歳以上の団体	100%	

\* 団体等にあつては、所属する半数以上の者が減免対象者であること。

減免対象	減免率	手帳障害程度表示
市内に住所を有する身体障がい者(児) (身体障害者手帳所持者)	本人 50%	1種
	介助者 100%	
市内に住所を有する知的障がい者(児) (療育手帳又は判定書所持者)	本人 50%	2種
	本人 50%	A1(最重度)
市内に住所を有する精神障がい者(児) (精神障害者保健福祉手帳所持者)	本人 50%	A2(重度)
	本人 50%	B1(中度)
市内に住所を有する精神障がい者(児) (精神障害者保健福祉手帳所持者)	本人 50%	B2(軽度)
	本人 50%	1級
市内に住所を有する精神障がい者(児) (精神障害者保健福祉手帳所持者)	本人 50%	2級
	本人 50%	3級

\* 団体等にあつては、所属する半数以上の者(児)が減免対象者であること。